

# 那須町地域密着型サービス事業所の整備法人を募集します。

那須町では、第5期高齢者福祉・介護保険事業計画において、介護が必要となってもいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域密着型サービスの基盤整備を進めています。  
つきましては、次のとおり那須町地域密着型サービス事業所の整備法人を募集します。

## ■整備する施設の内容

施設種別	整備圏域	施設数	定員
地域密着型特別養護老人ホーム	那須町内	1施設	29人
認知症高齢者グループホーム	那須町内	1または2施設	18人または 9人×2カ所
小規模多機能型居宅介護拠点	那須町内	1施設	25人

※介護予防含む

- 事業年度 平成25年度（平成26年度の開所を目途とする。）
- 要項等配布 期間 9月2日（月）から10月11日（金）  
午前9時から午後5時まで（土日祝祭日を除く。）  
場所 那須町役場 保健福祉課
- 募集説明会 日時 9月20日（金）午後1時30分から  
場所 那須町役場 正庁（3階）
- 書類の提出 期間 11月11日（月）～11月22日（金）  
午前9時から午後5時まで（土日祝祭日を除く。）  
場所 那須町役場 保健福祉課
- 整備法人の決定 12月中旬予定
- 問合せ 保健福祉課 介護保険係 ☎72-6910 FAX72-0904  
E-Mail : hoken@town.nasu.lg.jp



## 入湯税について

鉱泉浴場などの温泉への入湯には、入湯税が課税されます。

入湯税とは、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設および消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興の費用にあてるために設けられた目的税で、鉱泉浴場などの温泉の入湯行為に対してかかる税です。

### ■徴収の方法

入湯税は、鉱泉浴場などの温泉の経営者などが利用者から徴収し、町に納入する方法になります。

### ■申告と納税

鉱泉浴場などの温泉を経営する方は、入湯税に係る鉱泉浴場経営開始申告書を町に提出して、毎月、申告書の提出と、入湯税の納入を行うこととなります。

### ■税率

那須町の入湯税の税率は、日帰りが50円、宿泊は1泊150円です。  
※年齢が12歳未満の方や共同浴場または一般公衆浴場に入湯する方には入湯税はかかりません。

※詳しくはお問い合わせください。

■問合せ 税務課庶務諸税係 ☎72-6936

## 住まいから描く日本の未来地図

平成25年10月1日 現在で

## 住宅・土地統計調査 を実施します

総務省統計局では、10月1日現在で住宅・土地統計調査を実施します。

この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約350万世帯の方々を対象とした大規模な調査です。

統計調査員が調査世帯へ調査票の記入をお願いに伺った際には、調査票へのご記入、または、インターネットでの回答をお願いします。

総務省・栃木県・那須町